

『改正案づくりに向け検討続く法制審民法（相続関係）部会』

法制審議会民法（相続関係）部会が民法（相続関係）に関する改正案の要綱取りまとめに向け検討を重ねている。

9月8日開催の第5回会議では、部会資料5「相続法制の見直しに当たっての検討課題（4）～その他の見直しについて～」に基づき、第2回から第4回までの検討事項以外の事項、具体的には（1）可分債権の遺産分割における取扱い（2）自筆証書遺言の方式の見直し（3）遺言事項及び遺言の効力等に関する見直し（4）遺産分割事件と遺留分に関する事件の一次的解決を図るための方策—について審議した。

今月20日には第6回会議を開催し、規律の見直しについて検討する予定だ。

第5回会議の議事録は準備中のため、審議の詳細は不明だが、（2）に関し部会資料は「問題の所在」として▽作成された遺言が方式違背で無効となるリスクが大きい▽高齢者等にとって全文を自書することはかなりの労力を伴う▽遺言内容の加除訂正にかなり厳格な方式がとられており、方式違反により被相続人の最終意思が遺言に反映されない恐れがある—を挙げた。そのうえで「自書を要求する範囲について」基本的な考え方を示すとともに、検討課題を説明。「押印について」は不要、「加除訂正の方式について」は押印のみで足りるとした。

『横行する違法な時間外労働 監督署が監督指導』

本年1月から、1ヵ月あたり100時間を超える残業が行われたとされる事業場や長時間労働による過労死などに関する労災請求があったすべての事業場を対象に、労働基準監督署による監督指導が行われている。4月～6月の実績値によると、この期間に2362事業場の監督指導を行い、そのうち81.3%で労働基準関係法令違反が認められた。労働環境に問題のある事業場においては、その多くで改善の兆候が見られないと言わざるを得ない結果だ。全体の62.6%にあたる1479事業場で違法な時間外労働が確認されている。中でも時間外・休日労働時間が最長の者を確認したところ、1ヵ月あたりの時間外労働時間がもっとも長い労働者の時間数が100時間を超える事業場は合計1131に達している。うち、150時間超200時間以下は185事業場、200時間超250時間未満は28事業場、250時間を超える事業場は13となった。



また、賃金不払い残業があったのは全体の10.7%に相当する252事業場となり、1ヵ月あたり100時間を超える残業をさせておきながら、118の事業場で賃金不払いが発覚している。過重労働による健康障害防止措置が未実施の事業場も406となっている。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com